

緊急事態措置の延長に係る補正予算について

- 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金等を支給します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本日9月9日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 171	10兆2, 273	10兆4, 444

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 171	2, 150	22

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】

財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 2, 039億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給（9月13日から9月30日までの分）

（営業時間短縮等に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要）

○ 「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給【産業労働局】 132億円

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、緊急事態措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給（9月13日から9月30日までの分）